

はじめに



京都市長

桂 賴 兼

「歩くまち・京都」の実現を目指す京都市では、この度、高齢者や障害のある方などが、安全で快適に安心して移動し、駅や公共施設を利用できる環境を整えるため、京阪五条駅及び京阪七条駅周辺の徒歩圏を対象とした「京阪五条・七条地区」における「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成12年11月に施行された「交通バリアフリー法」を受けて、平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」を踏まえるとともに、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー新法」に基づいて、桂、山科、向島、烏丸、京都、嵯峨嵐山、河原町及び稻荷の各地区に続き策定したものであり、駅や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくための基本的事項を定めたものです。

今後は、この構想により、公共交通事業者や関係行政機関と連携して、永年待ち望まれておりました京阪五条駅及び京阪七条駅へのエレベーター設置をはじめとする駅の改善、更には、駅周辺の主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化などを着実に推進し、「歴史や自然があふれ、歩いて楽しいでないとふれあいのまち」を実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、京阪五条・七条地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論、御検討を重ねていただきました委員の皆様並びに多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成19年9月